

短期入所 おーる ご利用料金（障がい児）

（1）基本的なサービス利用料金

令和3年1月1日現在

支援区分	区分3	区分2	区分1	備考
福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	766単位/日	601単位/日	497単位/日	短期入所のみ利用の場合
利用負担額	766円/日	601円/日	497円/日	
福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	515単位/日	272単位/日	168単位/日	日中活動系サービスを併せて利用した場合
利用負担額	515円/日	272円/日	168円/日	
加算項目(該当者のみ)				利用負担額
医療連携体制加算(Ⅴ)			39単位/日	39円/日
食事提供体制加算			48単位/日	48円/日
短期利用加算			30単位/日	30円/日
重度障害者支援加算			50単位/日	50円/日
送迎加算			186単位/回	186円/回
緊急短期入所受入加算(Ⅰ)			180単位/日	180円/日
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数)×7.4%				

☆定率負担額に関する月額上限

原則として、利用するサービス費用の1割が自己負担となりますが、負担が重くならないように、1か月間の負担上限額が所得に応じて次の4段階に設定されています。(障害福祉サービス受給者証に記載された利用者負担上限月額が1か月あたりの負担の上限額になります。)

区分	世帯の収入状況	1か月の負担上限額	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	
低所得	市民税非課税世帯	0円	
一般1	市町村民税課税で所得割が28万円未満の世帯	通所支援利用の場合	4,600円
		入所支援利用の場合	9,300円
一般2	上記以外	37,200円	

（2）介護給付対象外サービス利用料金（実費ご負担分）

食費（おやつ代込）	1日	1,200円	⇒	※1 食事提供加算該当者
（内訳）	朝食	300円		150円
	昼食	400円		200円
	おやつ代	100円		100円
	夕食	400円		200円
・食費（おやつ代）については、提供した分のみ徴収させていただきます。				
居室利用料	1日につき			600円
水道光熱費	1日につき			400円

※1 食事提供加算該当者は、食費は食材費のみのご負担となります。

（3）その他の利用料金（個別のご要望により提供するもの：実費）

日用品	実費
医療費	実費
クラブ活動等（レクリエーション等で材料費がかかる場合）	実費
振込手数料	110円

